

4月7日(日)は

県議会議員選挙の投票日です

4月7日(日)は、千葉県議会議員一般選挙の投票日です。
大切な一票です。必ず投票しましょう。

▼投票できる人

次の全ての要件を満たしている人が投票できます。

①日本国民で平成13年4月8日以前に生まれた人

②30年12月28日までに本市の住民基本台帳に登録され(転入の場合、同日までに転入の届け出が済んでいること)、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人
※②の人であっても、投票前に県外に転出した人は投票できません。

◆旧住所地での投票

12月29日以降に県内他市町村から本市に転入した人、または、本市から県内他市町村へ転出した人は、旧住所地の市町村で投票できる場合があります。

投票の際は、いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示、または旧住所地(選挙人名簿の登録地)の投票所で投票管理者に対して「引き続き県内に住所を有することの確認申請」が必要です。

▼投票所

投票所は上表の通りです。投票所入場券に書かれた投票所を確認し、投票にお出掛けください。

なお、3月16日(土)以降に市内で転居する人は、元の住所の投票所での投票となります。

◆投票所入場券

投票所入場券は、圧着式のががきて郵送します。中を開き、自身の入場券を切り離して、投票所へお持ちください。

▼投票日に投票所へ行けない人は

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など一定の事由に該当するため、投票所へ行くことができない人は、次の制度をご利用ください。

◆期日前投票

期間：3月30日(土)～4月6日(土) 時間：8時30分～20時
場 所：市役所玄関ロビー、野栄総合支所玄関ロビー(住んでいる地区に関わらず、いずれの場所でも投票できます)

期日前投票をする人は、宣誓書の記入が必要です。入場券裏面の宣誓書にあらかじめ記入して、お持ちください(投票所にはA4判の宣誓書を備え付け)。

◆病院などでの不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入院・入所中で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票ができます。

◆郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがある人



(身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有し、一定の障がいがある人)や、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅などで郵便などによる投票ができます。

※投票用紙の請求期限は4月3日(水)です。この制度を利用するには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要です。

◆滞在地での不在者投票

市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会にて投票ができます。

▼選挙公報を ご覧ください

選挙公報は、4月4日(木)ごろに新聞折り込み予定です。「広報そうさ」の戸別郵送世帯には、同様に郵送します。また、市役所野栄総合支所、八日市場公民館などにも配置します。

関市選挙管理委員会(総務課内)

☎73・0084

投票区	投票所
第一	八日市場公民館(八日市場イ2402番地)
第二	八日市場勤労青少年ホーム(八日市場イ2030番地)
第三	旧八日市場小学校米倉分校(八日市場ホ2016番地)
豊栄	豊栄小学校体育館(飯倉1847番地)
須賀	須賀小学校体育館(高1956番地)
匠瑳	旧匠瑳小学校(松山1122番地)
豊和	豊和小学校体育館(大寺1492番地)
吉田	吉田小学校体育館(吉田4020番地)
飯高	飯高コミュニティセンター(飯高1680番地1)
共興	共興小学校体育館(東小笹1160番地)
平和	平和小学校体育館(平木1819番地)
椿海	椿海小学校体育館(椿973番地)
野手	野田小学校体育館(野手13034番地)
今泉新堀	野栄総合支所(今泉6474番地)
栄	栄小学校体育館(栢田823番地)

配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました

配偶者控除および配偶者特別控除が改正されました。納税義務者と配偶者それぞれの合計所得金額に基づいて、控除額が変わることになりました(=別表)。平成30年分の所得税、31年度の市県民税から適用されます。

☎税務課市民税班 ☎73-0087

■配偶者控除の改正

配偶者控除について、これまで生計を同一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には適用になりました。しかし、30年分の所得からは納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は適用を受けることができなくなりました。

【注意事項】

納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用はなく、「同一生計配偶者」として扶養親族などの人数に含まれます。また、配偶者が障がい者(特別障がい者)に該当する場合は、「障害者(特別障害者)控除」の適用を受けることができます。

■配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除について、これまでは配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、30年分の所得からはこの上限額が123万円まで拡大され、控除額も変更されます。ただし、123万円を超えた場合には控除はありません。

【注意事項】

配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合は、その配偶者は扶養親族などの人数に含まれません。このため、市県民税の非課税判定などにおける基準人数に含まれず、配偶者が障がい者(特別障がい者)に該当しても、「障害者(特別障害者)控除」の適用はありません。

▼別表 配偶者控除額および配偶者特別控除額

※カッコ内は、給与所得のみの場合の収入金額です。
住は市・県民税、所は所得税です。

控除区分	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	70歳未満の場合	住 33万円 所 38万円	住 22万円 所 26万円	住 11万円 所 13万円
		70歳以上の場合	住 38万円 所 48万円	住 26万円 所 32万円	住 13万円 所 16万円
配偶者特別控除	38万円超85万円以下 (103万円超150万円以下)		住 33万円 所 38万円	住 22万円 所 26万円	住 11万円 所 13万円
	85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)		住 33万円 所 36万円	住 22万円 所 24万円	住 11万円 所 12万円
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)		住 31万円 所 31万円	住 21万円 所 21万円	住 11万円 所 11万円
	95万円超100万円以下 (160万円超166万8千円未満)		住 26万円 所 26万円	住 18万円 所 18万円	住 9万円 所 9万円
	100万円超105万円以下 (166万8千円以上175万2千円未満)		住 21万円 所 21万円	住 14万円 所 14万円	住 7万円 所 7万円
	105万円超110万円以下 (175万2千円以上183万2千円未満)		住 16万円 所 16万円	住 11万円 所 11万円	住 6万円 所 6万円
	110万円超115万円以下 (183万2千円以上190万4千円未満)		住 11万円 所 11万円	住 8万円 所 8万円	住 4万円 所 4万円
	115万円超120万円以下 (190万4千円以上197万2千円未満)		住 6万円 所 6万円	住 4万円 所 4万円	住 2万円 所 2万円
120万円超123万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)		住 3万円 所 3万円	住 2万円 所 2万円	住 1万円 所 1万円	